

## 岡山県障害者差別解消支援地域協議会設置要綱

### (目的)

第1条 障害者差別の解消を推進する関係機関の連携強化と情報共有を図り、その取組を効果的かつ円滑に行うため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条の規定に基づき、岡山県障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 県内の市町村障害者差別解消支援地域協議会の活動支援に関すること。
- (2) 障害者差別に関する相談体制の充実に関すること。
- (3) 障害者差別に関する関係機関の連携強化と情報共有に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 協議会は、委員25人以内で構成する。

- 2 岡山県障害者施策推進審議会の委員は、協議会の委員を兼ねるものとする。

### (委員の任期)

第4条 協議会の委員の任期は2年とする。なお、再任は妨げない。

- 2 前項の委員に欠員が生じた場合、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

### (部会)

第7条 協議会は、第2条各号に掲げる事項に係る専門的な調査又は検討を行うため、部会を置くことができる。

### (事務局)

第8条 協議会の事務局は、岡山県子ども・福祉部障害福祉課に置く。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附則

### (施行時期)

第1条 この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

### (協議会委員の任期の経過措置)

第2条 平成28年5月31日以前に任命された協議会委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成28年5月31日までとする。

附 則  
(施行時期)

第1条 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。